

船舶事故調査報告書

平成27年3月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成26年1月26日 10時00分ごろ以降の僚船の船長が帰港準備をしている本船を目撃した時刻～27日 10時55分ごろの間）
発生場所	不明（北海道 <small>おくしり</small> 奥尻町 <small>まつえ</small> 松江漁港南方沖）
事故調査の経過	平成26年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <small>くに</small> 邦丸、0.3トン HK3-95680（漁船登録番号）、個人所有 5.45m (Lr) × 1.22m × 0.42m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和50年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月5日 免許証交付日 平成22年5月28日 (平成27年12月19日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機が脱落
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、平成26年1月26日10時00分ごろ松江漁港を出港し、同港南方沖500m付近でます一本釣り漁を行っていた。 本船は、僚船の船長に、帰港準備を行っているところを目撃された後、帰港しなかった。 <small>あおなえ</small> 青苗救難所は、26日13時02分ごろ、海上保安庁に本船が予定時刻を過ぎても帰港しない旨の通報を行った。 本船は、27日10時55分ごろ、青苗岬灯台から真方位170°12.6海里付近で、転覆した状態で漂流しているところを捜索中の青苗救難所所属船に発見され、14時32分ごろ、同船にえい航されて奥尻町青苗港に帰港した。 本件船長は、その後も青苗救難所所属船、海上保安庁の巡視船及び

	<p>航空機による捜索が行われたが、発見されずに行方不明となり、後日、死亡認定により除籍された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雪、風向 東南東～北～北西～西、風力 1～7、視界不良</p> <p>海象：波高 約5m</p> <p>奥尻町には、1月26日04時19分に風雪及び波浪注意報が発表され、本事故時、継続中であった。</p>
その他の事項	<p>本件船長は、合羽上下及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>僚船の船長は、本船が帰港準備を行っているところを目撃した後、自船の帰港準備を行い、その後は本船を認めなかったため、本船は帰港したものと思っていた。</p> <p>26日11時30分ごろ青苗港では、吹雪で視程が約100m以下に制限された状態であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、26日10時00分ごろ松江漁港を出港し、天候が悪化してきた頃、松江漁港南方沖500m付近で帰港準備をしているところを僚船の船長に目撃された後、27日10時55分ごろ青苗岬南方沖において、転覆した状態で漂流しているところを発見されたことから、この間において転覆したものと考えられるが、転覆するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本件船長は、行方不明となり、後日、死亡認定により除籍された。</p>
原因	<p>本事故は、松江漁港南方沖で、本船が転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港前に気象海象情報を確認し、荒天が予想される場合は、出港を見合わせる。

付図1 事故発生経過概略図

